

南城市と沖縄労働局が雇用対策協定を締結しました

令和5年2月13日、南城市が行う産業・雇用・教育・福祉、その他地域活性化に関する施策と国（沖縄労働局）が行う職業相談・職業紹介、その他の雇用に関する施策が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、「南城市雇用対策協定」を締結致しました。

今後、「雇用対策協定運営協議会」を設置し、本協定に基づく雇用施策の具体的な取組を協議し、双方の得意とするところを活かしながら、「日本一元気で魅力ある南城市づくり」の実現を目指して互いに取組んで参ります。

【南城市長・沖縄労働局長 署名】



写真右：古謝南城市長 左：西川沖縄労働局長

【南城市長・沖縄労働局長 記念写真】



写真右：古謝南城市長 左：西川沖縄労働局長

南城市と沖縄労働局との『雇用対策協定』の概要

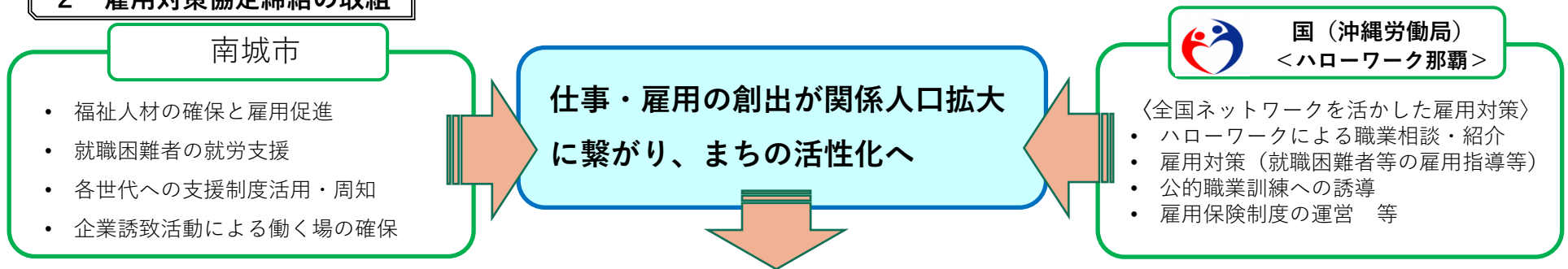
1 雇用対策協定締結の背景

南城市では第2次南城市総合計画において「ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり（指針）」を掲げ、第2期南城市チャージGANJU CITY創生戦略（地方版総合戦略）においては、「元気な産業・職場・働き手が生き活きと動く南城市の実現」を基本目標の一つとして、地方創生の基本目標に掲げられた「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」取り組みを行っている。

しかし、本市のしごと分野の現状を見ると、労働生産性や所得水準の低さ、魅力的な職場の確保などの課題が残り、市民の生活を支える経済的な基盤が不十分な状況となっている。

そのため、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応、また近年の技術革新に対応した「人材の確保と育成」などの就労・企業支援の充実を図る必要があり、本市が行う産業・雇用・福祉、その他地域活性化に関する施策と国（沖縄労働局）が行う職業相談・職業紹介、その他の雇用に関する施策が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、両者で「雇用対策協定」を結ぶこととした。

2 雇用対策協定締結の取組



3 締結に基づく施策

「共存のまち」「共栄のまち」「共助のまち」の実現

○保育士の就労支援と雇用促進

- ・ 保育所見学ツアー（マッチング）

○生活困窮者等（生活保護受給者、児童扶養手当受給者等）の就労支援

- ・ 福祉就労支援事業者との連携
- ・ ハローワーク特別ブースの設置

○合同企業説明会（就職相談会）の開催

- ・ 求人企業と求職者のマッチング

○雇用創出サポートセンターとの連携

- ・ 求人企業と求職者のマッチング
- ・ 一人親の就労支援と雇用促進
- ・ ハローワーク特別ブースの設置

○企業誘致活動に係る取り組み（地域経済の活性化）

- ・ 働く場の確保

○その他

- ・ 制度活用・周知、連携強化等

「雇用対策協定運営協議会」を設置し、本協定に基づく雇用施策の取組・進捗状況を協議